

令和6年度 自動車税・軽自動車税（環境性能割）の税率表（新車・中古車問わずに適用）

適用期間：令和6年4月1日～令和7年3月31日

区分	車両総重量等	対象となる条件		税率			
				登録自動車		軽自動車	
		排出ガス基準	燃費基準	営業用	自家用	営業用	自家用
下記の区分・対象となる条件に該当しない自動車	—	—	—	2%	3%	2%	2%
電気自動車 ※燃料電池自動車を含む	—	—	—	非課税		非課税	
天然ガス自動車	—	・平成30年排出ガス基準適合（3.5t以下の自動車） または ・ポスト新長期規制からNOx10%低減達成（注1、2）	—	非課税		—	
プラグインハイブリッド自動車	—	—	—	非課税		—	
ガソリン自動車及び石油ガス自動車（LPG） ※石油ガス自動車については、登録自動車のみ対象となります。	乗用車	（★★★★） ・平成30年排出ガス基準50%低減達成 または ・平成17年排出ガス基準75%低減達成	令和12年度燃費基準85%達成車 （令和2年度燃費基準123%達成車 ※注3） （平成22年度燃費基準84%向上達成車 ※注4） かつ令和2年度燃費基準達成車 （平成22年度燃費基準50%向上達成車 ※注4）	非課税		非課税	
			令和12年度燃費基準80%達成車 （令和2年度燃費基準116%達成車 ※注3） （平成22年度燃費基準73%向上達成車 ※注4） かつ令和2年度燃費基準達成車 （平成22年度燃費基準50%向上達成車 ※注4）	非課税	1%	—	
			令和12年度燃費基準70%達成車 （令和2年度燃費基準102%達成車 ※注3） （平成22年度燃費基準51%向上達成車 ※注4） かつ令和2年度燃費基準達成車 （平成22年度燃費基準50%向上達成車 ※注4）	0.5%	2%	0.5%	1%
			令和12年度燃費基準60%達成車 （令和2年度燃費基準87%達成車 ※注3） （平成22年度燃費基準30%向上達成車 ※注4） かつ令和2年度燃費基準達成車 （平成22年度燃費基準50%向上達成車 ※注4）	1%	3%	1%	2%
クリーンディーゼル自動車	乗用車	・平成30年排出ガス基準適合 または ・ポスト新長期規制適合（注2） ※型式指定車に限る。	令和12年度燃費基準85%達成車 （令和2年度燃費基準123%達成車 ※注3） （平成22年度燃費基準84%向上達成車 ※注4） かつ令和2年度燃費基準達成車 （平成22年度燃費基準50%向上達成車 ※注4）	非課税		—	
			令和12年度燃費基準80%達成車 （令和2年度燃費基準116%達成車 ※注3） （平成22年度燃費基準73%向上達成車 ※注4） かつ令和2年度燃費基準達成車 （平成22年度燃費基準50%向上達成車 ※注4）	非課税	1%	—	
			令和12年度燃費基準70%達成車 （令和2年度燃費基準102%達成車 ※注3） （平成22年度燃費基準51%向上達成車 ※注4） かつ令和2年度燃費基準達成車 （平成22年度燃費基準50%向上達成車 ※注4）	0.5%	2%	—	
			令和12年度燃費基準60%達成車 （令和2年度燃費基準87%達成車 ※注3） （平成22年度燃費基準30%向上達成車 ※注4） かつ令和2年度燃費基準達成車 （平成22年度燃費基準50%向上達成車 ※注4）	1%	3%	—	
ガソリン自動車	車両総重量3.5t以下のバス	（★★★★） ・平成30年排出ガス基準50%低減達成 または ・平成17年排出ガス基準75%低減達成	令和2年度燃費基準105%達成車	非課税		—	
			令和2年度燃費基準達成車	0.5%	1%	—	
			令和2年度燃費基準110%達成車	非課税		—	
			令和2年度燃費基準105%達成車	0.5%	1%	—	
	車両総重量2.5t以下のトラック	（★★★★） ・平成30年排出ガス基準50%低減達成 または ・平成17年排出ガス基準75%低減達成	令和4年度燃費基準105%達成車 （平成22年度燃費基準63%向上達成車 ※注4）	非課税		非課税	
			令和4年度燃費基準達成車 （平成22年度燃費基準55%向上達成車 ※注4）	0.5%	1%	0.5%	1%
			令和4年度燃費基準95%達成車 （平成22年度燃費基準47%向上達成車 ※注4）	1%	2%	1%	2%
			令和4年度燃費基準達成車	非課税		—	
車両総重量3.5t以下のトラック	（★★★★） ・平成30年排出ガス基準50%低減達成 または ・平成17年排出ガス基準75%低減達成	令和4年度燃費基準達成車	非課税		—		
		令和4年度燃費基準95%達成車	0.5%	1%	—		
		令和4年度燃費基準105%達成車	非課税		—		
		令和4年度燃費基準達成車	0.5%	1%	—		
車両総重量2.5t超3.5t以下のトラック	（★★★） ・平成30年排出ガス基準25%低減達成 または ・平成17年排出ガス基準50%低減達成	令和4年度燃費基準105%達成車	非課税		—		
		令和4年度燃費基準達成車	0.5%	1%	—		
		令和4年度燃費基準95%達成車	1%	2%	—		
		令和4年度燃費基準達成車	非課税		—		
ディーゼル自動車	車両総重量3.5t以下のバス	・平成30年排出ガス基準適合 または ・ポスト新長期規制からNOxかつPM10%低減達成（注2）	令和2年度燃費基準105%達成車	非課税		—	
			令和2年度燃費基準達成車	0.5%	1%	—	
			令和2年度燃費基準110%達成車	非課税		—	
			令和2年度燃費基準105%達成車	0.5%	1%	—	
	車両総重量2.5t超3.5t以下のトラック	・平成30年排出ガス基準適合 または ・ポスト新長期規制からNOxかつPM10%低減達成（注2）	令和4年度燃費基準達成車	非課税		—	
			令和4年度燃費基準95%達成車	0.5%	1%	—	
			令和4年度燃費基準105%達成車	非課税		—	
			令和4年度燃費基準達成車	0.5%	1%	—	
	車両総重量3.5t超のバス・トラック	・平成28年排出ガス基準適合 または ・ポスト新長期規制からNOxかつPM10%低減達成（注2）	平成27年度燃費基準15%向上達成車	非課税		—	
			平成27年度燃費基準10%向上達成車	0.5%	1%	—	
			平成27年度燃費基準5%向上達成車	1%	2%	—	
			平成27年度燃費基準達成車	非課税		—	

※注1 型式で判定できない場合は、車検証の燃料の種類欄に「CNG」と記載され、また、備考欄に「低排出ガス車（21年基準NOx10%低減）」と記載される。
 ※注2 ポスト新長期規制とは、ディーゼル自動車等において、平成21年以降（車両総重量等により、平成21年、22年と異なる）に適用される排出ガス規制をいう。
 ※注3 「令和2年度燃費基準」については、令和12年度基準エネルギー消費効率を算定していない自動車であって、令和2年度基準エネルギー消費効率等算定自動車の場合に限り適用。
 ※注4 「平成22年度燃費基準」については、令和12年度基準エネルギー消費効率、令和4年度基準エネルギー消費効率、令和2年度基準エネルギー消費効率を算定していない自動車であって、平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車の場合に限り適用。